

労務のあれこれ…社会保険労務士に直接相談してみませんか？

社 労 士 個別相談会



例えば

雇用契約書って必ず必要？

有給休暇の取得はどうすればいいの？

36協定ってうちにも関係あるの？

などなど



日時

令和5年 12月8日(金)・20日(水)

両日とも 13:00～16:00
一人 50分程度

場所

安芸高田市商工会 本所 2階会議室

講師

社会保険労務士 玉崎 健一郎 氏

申込先

FAX 0826-42-0243

相談無料



お問合せ先

安芸高田市商工会

TEL: 0826-42-0560 (担当: 井上・今屋)

参加申込書

安芸高田市商工会 行 FAX 0826-42-0243

ふりがな			事業所名			
出席者名 氏名			連絡先			
希望日	12月8日(金)	12月20日(水)	希望時間	13:00～	14:00～	15:00～

*希望する日時に○を付けてください。希望する方が多数の場合は調整させていただくことがあります。後日、個別相談日時を連絡いたします。

※ 本申込書にご記入いただいた情報につきましては、個別相談会の運営・情報提供などに利用します。